

東北地方交通審議会運営規則(案)

昭和 46 年 2 月制定
昭和 56 年 2 月改正
昭和 59 年 6 月改正
平成 7 年 10 月改正
平成 12 年 12 月改正
平成 15 年 3 月改正(案)

(趣旨)

第1条 東北地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成13年国土交通省令第24号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集及び欠席)

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

4 前項の場合において臨時委員(関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。)にあっては、代理を出席させることができる。

(議長)

第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(委員等以外の者の出席)

第4条 会長は、必要であると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

(緊急議案)

第5条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第2条第2項の規定により通知のあった審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(議事要録)

第 7 条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1 . 日時及び場所

2 . 出席した委員等の氏名

3 . 審議事項

4 . 審議の概要

5 . 議長が必要と認める事項

6 . 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第 1 項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(当申請等)

第 8 条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第 9 条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第 2 条から第 7 条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和 46 年 2 月 18 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 56 年 3 月 10 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 7 年 10 月 23 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 15 年 3 月 26 日から適用する。

東北地方交通審議会運営規則改正対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東北地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成13年国土交通省令第24号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(招集及び欠席)</p> <p>第2条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。</p> <p>4 前項の場合において臨時委員(関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。)にあっては、代理を出席させることができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。</p> <p>(委員等以外の者の出席)</p> <p>第4条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東北地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成13年国土交通省令第24号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(招集及び欠席)</p> <p>第2条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。</p> <p>4 前項の場合において臨時委員(関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。)にあっては、代理を出席させることができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。</p> <p>(委員等以外の者の出席)</p> <p>第4条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。</p>

(緊急議案)

第5条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第2条第2項の規定により通知のあった審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の公開)

第6条 審議会は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(議事要録)

第7条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所
2. 出席した委員等の氏名
3. 審議事項
4. 審議の概要
5. 議長が必要と認める事項

6. 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第1項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(当申請等)

第8条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定

(緊急議案)

第5条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第2条第2項の規定により通知のあった審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の非公開)

第6条 審議会は非公開とする。ただし、議長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(議事要録)

第7条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所
2. 出席した委員等の氏名
3. 審議事項
4. 審議の概要
5. 議長が必要と認める事項

(当申請等)

第8条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定

中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和 46 年 2 月 18 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 56 年 3 月 10 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 7 年 10 月 23 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 15 年 3 月 26 日から適用する。

中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和 46 年 2 月 18 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 56 年 3 月 10 日から適用する。

附 則

この規定は、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 7 年 10 月 23 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。